

## 第5期障がい福祉計画を作るための国の基本指針の見直しについて

### 1. 基本指針について

- 「基本指針」とは、障がいのある方への取組に関する基本的なことや成果目標などを定めたものです。
- 北海道と札幌市は、「基本指針」に当てはまるように、平成30～32年度の「障がい福祉計画」を作ります。

### 2. 今回見直された「基本指針」の主なポイント

- 障がいのある方の地域での生活を保ち、継続する取組を進めることについて
- 就労定着（※1）のための支援について
- 地域で共生する社会を実現するための取組について
- 精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステム（※2）をつくることについて
- 障がいのある子どもへのサービスを提供する体制を計画的につくることについて
- 発達障がいのある方への支援を一層充実させることについて

#### ※1 就労定着とは

企業などで働くようになってから、生活面での問題で仕事を辞めてしまう人がいるため、就労移行支援事業所などを利用して就職した人に対し、仕事を始めたことでの生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を、一定期間行うものです。

#### ※2 精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムとは

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域で精神障がいのある方の生活を全体で助け合うためのシステム。

### 3.平成32年度末までの成果目標

#### ① 施設に入所している人が地域生活へ移る目標について

- 平成28年度末の時点で施設に入所している人のうち、9%以上の人地域生活に移る。
- 平成28年度末の時点で施設に入所している人の数を、平成32年度末までに2%以上減らす。

#### ② 精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムをつくることについて。【項目の見直し】

- このシステムを作るための、保健・医療・福祉関係者による話し合いの場を作ること。

#### ③ 地域生活支援拠点等を整備することについて

- 各市町村又は圏域に少なくとも1つ整備すること。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行について

- 福祉施設を利用して、一般就労へ移行した人の数を平成28年度の1.5倍にする。
- 就労移行支援事業を利用する人を、平成28年度の人数から2割増加する。
- 一般就労へ移行する人の割合が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上にする。
- 就労定着支援を開始してから1年後も継続して仕事を続けている人を80%以上にする。【新規】

#### ⑤ 障がい児支援体制の提供体制の整備【新規】

- 児童発達支援センターを少なくとも1つ作ること。
- 保育所等訪問支援を使えるようにすること。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを少なくとも1つ確保すること。
- 医療的ケア児支援の協議の場をつくること  
(平成30年度末まで)。

### 4.その他の見直し

- 障がいのある方への虐待を防ぎ、家族や一緒に住んでいる人に対して支援すること。
- 難病患者の方へ障害福祉サービスのことなどをもっとお知らせすること。
- 障がいを理由とする差別の解消を進めること。
- 意思決定支援、成年後見制度の利用を進めるための方法などを考えること。